

## 承認基準

## 1. 劇場等

指定場所	禁止行為	承認基準
舞 台	喫 煙	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 吸殻容器が設けられていること。</li> <li>2. 適応する消火器（能力単位2以上）が1個以上付加設置されていること。</li> <li>3. 従業員等による監視体制が講じられていること。</li> <li>4. 演技上、必要なものに限ること。</li> <li>5. 幕類、大道具用の合板が防災処理されていること。</li> </ol>
客 席		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ます席にあっては、ます席に1個以上の金属製灰皿が設けられていること。</li> </ol>
	裸火の使用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 周囲及び上方の可燃物から安全な距離が確保されていること。</li> <li>2. 可燃物の転倒又は落下等のおそれがないこと。</li> <li>3. 幕類、大道具用の合板が防災処理されていること。</li> <li>4. 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。</li> <li>5. 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。</li> <li>6. 適応する消火器（能力単位2以上）が1個以上付加設置されていること。</li> <li>7. 使用する裸火の特性、性能等が明確であること。</li> <li>8. 使用量は演技上必要最小限であること。</li> <li>9. 火花を発するものは、当該火花の飛距離が2メートル以内であること。</li> <li>10. 火炎を有するものは、火炎の長さが概ね20センチメートル以内であること。</li> <li>11. 曲芸又は奇術等で使用する特殊な炎の大きさは、必要最小限とし、その特性、性能等が確認されていること。</li> <li>12. 電気器具は、1個につき定格消費電力が2キロワット以下であること。</li> <li>13. 気体燃料を使用する設備又は器具は、カートリッジ式器具に限ること。</li> </ol>
	危険物品の持ち込み	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 防火上、避難上又は通行の支障とならないこと。</li> <li>2. 転倒又は落下等のおそれがないこと。</li> <li>3. 幕類、大道具用の合板が防災処理されていること。</li> <li>4. 従業員等による監視体制が講じられていること。</li> <li>5. 適応する消火器（能力単位2以上）が1個以上付加設置されていること。</li> <li>6. 危険物は、危政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。</li> <li>7. 可燃性固体類及び可燃性液体類は、条例別表第8に定める数量の100分の1未満であること。</li> <li>8. 可燃性ガス容器（ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。）は、ガス総質量0.5キログラムに相当する個数未満であること。</li> <li>9. 火薬類（打ち上げ煙火以外の煙火に限る。）は、火薬類の原料をなす火薬又は爆薬の量により、1回（ワンステージとする。）の使用につき、次の個数未満であること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 0.1グラム以下のものは50個</li> <li>(2) 0.1グラムを超え15グラム以下のものは10個</li> </ol> </li> <li>10. 煙霧発生機等で、舞台効果のために使用する機器（危政令別表第3に定める特殊引火物、アルコール類及び第1石油類に該当する発煙剤を用いるものは持ち込み禁止とする。）については、次によること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 特性、性能等が明確で、かつ安全性が確認されていること。</li> <li>(2) 機器に対する知識、技術を有する専従員が取扱うこと。</li> </ol> </li> </ol>
公衆の出入りする部分	危険物品の持ち込み	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 防火上、避難上又は通行上支障がないこと。</li> <li>2. 転倒又は落下等のおそれがないこと。</li> <li>3. 従業員等による監視体制が講じられていること。</li> <li>4. 適応する消火器（能力単位2以上）が1個以上付加設置されていること。</li> <li>5. 危険物は、危政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。</li> <li>6. 可燃性固体類及び可燃性液体類は、条例別表第8に定める数量の10分の1未満であること。</li> <li>7. 可燃性ガス容器（ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。）は、ガス総質量5キログラムに相当する個数未満であること</li> <li>8. 火薬類は、がん具用煙火（クラッカーに限る。）で、総薬量が0.1キログラム未満であること。</li> </ol>

## 承認基準

## 2. キャバレー等及び飲食店等

指定場所	禁止行為	承認基準
舞 台	喫 煙	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 吸殻容器が設けられていること。</li> <li>2. 演技上、必要なものに限ること。</li> <li>3. 適応する消火器（能力単位2以上）が1個以上付加設置されていること。</li> <li>4. 幕類、大道具用の合板が防災処理されていること。</li> <li>5. 従業員等による監視体制が講じられていること。</li> </ol>
	裸火の使用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 周囲及び上方の可燃物から安全な距離が確保されていること。</li> <li>2. 可燃物の転倒又は落下等のおそれがないこと。</li> <li>3. 幕類、大道具用の合板が防災処理されていること。</li> <li>4. 適応する消火器（能力単位2以上）が1個以上付加設置されていること。</li> <li>5. 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。</li> <li>6. 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。</li> <li>7. 使用する裸火の特性、性能等が明確であること。</li> <li>8. 使用量は演技上必要最小限であること。</li> <li>9. 火花を発するものは、当該火花の飛距離が2メートル以内であること。</li> <li>10. 火炎を有するものは、火炎の長さが概ね20センチメートル以内であること。</li> <li>11. 曲芸又は奇術等で使用する特殊な炎の大きさは、必要最小限とし、その特性、性能等が確認されていること。</li> <li>12. 電気器具は、1個につき定格消費電力が2キロワット以下であること。</li> <li>13. 気体燃料を使用する設備又は器具は、カートリッジ式器具に限ること。</li> </ol>
	危険物品の 持ち込み	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 防火上、避難上又は通行の支障とならないこと。</li> <li>2. 転倒又は落下等のおそれがないこと。</li> <li>3. 幕類、大道具用の合板が防災処理されていること。</li> <li>4. 従業員等による監視体制が講じられていること。</li> <li>5. 適応する消火器（能力単位2以上）が1個以上付加設置されていること。</li> <li>6. 危険物は、危政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。</li> <li>7. 可燃性固体類及び可燃性液体類は、条例別表第8に定める数量の100分の1未満であること。</li> <li>8. 可燃性ガス容器（ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。）は、ガス総質量0.5キログラムに相当する個数未満であること。</li> <li>9. 火薬類（打ち上げ煙火以外の煙火に限る。）は、火薬類の原料をなす火薬又は爆薬の量により、1回（ワンステージとする。）の使用につき、次の個数未満であること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 0.1グラム以下のものは30個</li> <li>(2) 0.1グラムを超え15グラム以下のものは5個</li> </ol> </li> <li>10. 煙霧発生機等で、舞台効果のために使用する機器（危政令別表第3に定める特殊引火物、アルコール類及び第1石油類に該当する発煙剤を用いるものは持ち込み禁止とする。）については、次によること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 特性、性能等が明確で、かつ安全性が確認されていること。</li> <li>(2) 機器に対する知識、技術を有する専従員が取扱うこと。</li> </ol> </li> </ol>
公衆の出入 りする部分	危険物品の 持ち込み	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 防火上、避難上又は通行上支障がないこと。</li> <li>2. 転倒又は落下等のおそれがないこと。</li> <li>3. 幕類、じゅうたん等は防災処理されていること。</li> <li>4. 適応する消火器（能力単位2以上）が1個以上付加設置されていること。</li> <li>5. 従業員等による監視体制が講じられていること。</li> <li>6. 危険物は、危政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。</li> <li>7. 可燃性固体類及び可燃性液体類は、条例別表第8に定める数量の10分の1未満であること。</li> <li>8. 可燃性ガス容器（ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。）は、ガス総質量5キログラムに相当する個数未満であること。</li> <li>9. 火薬類は、がん具用煙火（クラッカーに限る。）で、総薬量が0.1キログラム未満であること。</li> </ol>

## 承認基準

## 3. 百貨店等

指定場所	禁止行為	承認基準
売場 展示部分 公衆の出入りする部分	裸火の使用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 周囲及び上方の可燃物から安全な距離が確保できること。</li> <li>2. 可燃物の転倒又は落下等のおそれがないこと。</li> <li>3. 従業員等による監視、消火及び使用後の点検等の体制が講じられていること。</li> <li>4. 火気使用場所ごとに適応する消火器（能力単位2以上）が1個以上付加設置されていること。</li> <li>5. 階段等から水平距離2メートル（大規模百貨店等にあつては3メートル）以上離れていること。（不燃材料で造った壁で防火上有効にしゃ断する等の措置を講じた場合を除く。）</li> <li>6. 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離5メートル以上離れていること。（不燃材料で造った壁で防火上有効にしゃ断する等の措置を講じた場合を除く。）</li> <li>7. 電気を熱源とする火気使用設備又は器具は、次によること。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 特性、性能等が明確で、かつ、安全性が確認されていること。</li> <li>(2) 電気配線は、関係法令に基づき適正に施工されていること。</li> </ol> </li> <li>8. 気体燃料を熱源とする火気使用設備又は器具は、次によること。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 液化ガスを使用する場合は、カートリッジタイプの燃料容器であること。</li> <li>(2) 特性、性能等が明確で、かつ、安全性が確認されていること。</li> <li>(3) 消費量は、1個につき60,000キロカロリー毎時以下、総消費量は許可単位ごとに公衆の出入りする部分と合算して、300,000キロカロリー毎時以下であること。（ただし、自動消火装置を設置した部分は、合算しないものとする。）</li> <li>(4) ガス流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること。（カートリッジ式器具を除く。）</li> </ol> </li> <li>9. 個体燃料を熱源とする火気使用設備又は器具は、次によること。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 使用量は、許可単位ごとに公衆の出入りする部分と合算して、一日につき木炭15キログラム、練炭10キログラム、豆炭5キログラム以下であること。</li> </ol> </li> <li>10. 火気使用場所（設備又は器具が床面を占有する部分と作業に必要な床面（設備又は器具から概ね1メートル）を合わせたものをいう。以下同じ。）には、スプリンクラー設備又は水噴霧消火設備が設置されていること。（これらの設備が設置されていないものにあつては、火気使用場所の床面積（設備又は器具が占有する床面積と作業に必要な床面積を合わせたもの。）の合計が、当該階の床面積の30分の1以下で、かつ、100平方メートルを超えないこと。）</li> <li>11. 火気使用場所の構造は次によること。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 恒常的に使用する火気使用場所又は器具は、作業に必要な面を除き、三方を床面から1.7m以上の高さまで不燃材で囲うこと。ただし、防火区画又は不燃区画された部分に設置されている場合はこの限りではない。</li> <li>(2) 前(1)以外の火気使用設備又は器具は、次のア、イによること。                 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア. 個々の設備又は器具の消費量が25,000キロカロリー毎時以下のものにあつては、作業に必要な面を除き、三方を設備又は器具から60センチメートル以上の高さまで不燃材で囲うこと。</li> <li>イ. 個々の設備又は器具の消費量が25,000キロカロリー毎時を超え、60,000キロカロリー毎時以下のものにあつては、作業に必要な面を除き、三方を床面から1.7メートル以上の高さまで不燃材で囲うこと。</li> </ol> </li> <li>(3) 前(1)及び(2)において、鉄板焼、湯沸設備、簡易湯沸器等、炎が直接外部に露出していない設備又は器具については、囲いを省略することができる。</li> </ol> </li> </ol>
	危険物品の持ち込み	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 従業員等による監視体制が講じられていること。</li> <li>2. 適応する消火器（能力単位2以上）が1個以上付加設置されていること。</li> <li>3. 出入口、階段等から水平距離3メートル以上離れていること。（不燃材料で防火上有効にしゃ断する等の措置を講じた場合を除く。）</li> <li>4. 火気使用場所から水平距離5メートル以上離れていること。（不燃材料で防火上有効にしゃ断する等の措置を講じた場合を除く。）</li> <li>5. 保管する場合は、他の物品と混在しないように不燃性の収納庫に入れ、他の物品と隔離すること。</li> <li>6. 危険物は、許可単位ごとに危政令別表第3に定める指定数量の5分の1未満であること。</li> <li>7. 可燃性固体類及び可燃性液体類は、許可単位ごとに条例別表第8に定める数量の5分の1未満であること。</li> <li>8. 可燃性ガス容器（ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。）は、許可単位ごとにガス総質量5キログラムに相当する個数未満であること。</li> </ol>

## 承認基準

## 4. 旅館又はホテル

指定場所	禁止行為	承認基準
舞 台	喫 煙	1. 吸殻容器が設けられていること。 2. 適応する消火器（能力単位2以上）が1個以上付加設置されていること。 3. 従業員等による監視体制が講じられていること。 4. 演技上、必要なものに限ること。 5. 幕類、大道具用の合板が防炎処理されていること。
	裸火の使用	1. 周囲及び上方の可燃物から安全な距離が確保されていること。 2. 可燃物の転倒又は落下等のおそれがないこと。 3. 幕類、大道具用の合板が防炎処理されていること。 4. 従業員等による監視消火体制が講じられていること。 5. 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 6. 適応する消火器（能力単位2以上）が1個以上付加設置されていること。 7. 使用する裸火の特性、性能等が明確であること。 8. 使用量は演技上、必要最小限であること。 9. 火花を発生するものは、当該火花の飛距離が2メートル以内であること。 10. 火炎を有するものは、火炎の長さが概ね20センチメートル以内であること。 11. 曲芸又は奇術等で使用する特殊な炎の大きさは、必要最小限とし、その特性、性能等が確認されていること。 12. 電気器具は、1個につき2キロワット以下であること。 13. 気体燃料を使用する設備又は器具は、カートリッジ式器具に限ること。
	危険物品の持ち込み	1. 防火上、避難上又は通行の支障とならないこと。 2. 転倒又は落下等のおそれがないこと。 3. 幕類、大道具用の合板が防炎処理されていること。 4. 従業員等による監視体制が講じられていること。 5. 適応する消火器（能力単位2以上）が1個以上付加設置されていること。 6. 危険物は、危政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。 7. 可燃性固体類及び可燃性液体類は、条例別表第8に定める数量の100分の1未満であること。 8. 可燃性ガス容器（ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。）は、ガス総質量0.5キログラムに相当する個数未満であること。 9. 火薬類（打ち上げ煙火以外の煙火に限る。）は、火薬類の原料をなす火薬又は爆薬の量により、1回（ワンステージとする。）の使用につき、次の個数未満であること。 (1) 0.1グラム以下のものは30個 (2) 0.1グラムを超え15グラム以下のものは5個 10. 煙霧発生機等で、舞台効果のために使用する機器（危政令別表第3に定める特殊引火物、アルコール類及び第1石油類に該当する発煙剤を用いるものは持ち込み禁止とする。）については、次によること。 (1) 特性、性能等が明確で、かつ安全性が確認されていること。 (2) 機器に対する知識、技術を有する専従員が取扱うこと。